

坂田小学校 P T A 会則

坂田小学校PTA会則

第1章 名称

(名称)

第1条 この会は、坂田小学校PTAといい、事務所を坂田小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第2条 この会は、父母と教師が協力して、家庭と学校、社会における児童・園児の幸福な成長を、はかることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦と教養研修を行う。
- (2) 児童・園児の保護補導ならびに学習の奨励援助をする。
- (3) 学校・地域社会の教育環境をよくする。
- (4) その他、この会の目的を達成するための必要な事項。

第3章 会員

(会員)

第4条

この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 坂田小学校・坂田幼稚園に在籍する児童・園児の父母又はこれに代わる者
- (2) 坂田小学校の教職員、坂田幼稚園職員
- (3) この会の趣旨に賛同する者

第4章 役員

(役員)

第5条

この会の役員は、次のとおりとする。

顧問1人(学校長)、会長1人、事務局長1人(教頭)、副会長4人(父親代表2人、母親代表2人)、書記会計1人、教師代表1人、監査員2人、各学年委員長、各種専門係長、

(役員を選任)

第6条

この会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、監査員、書記会計は、役員会の推薦に基づいて、総会の承認を得る。
- (2) 教師代表は、学校長の推薦に基づいて会長が委託をする。
- (3) 学年委員長、各種専門係長は、学年の学級委員及び専門係委員の互選によって選出をし、会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条

この会の役員任期は、次のとおりとする。

- 1 - (1) 会長、副会長、書記会計及び監査員 2年
- 1 - (2) 各学年委員長及び各種専門係長 1年
- 2 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長以外の役員に欠員を生じたときは、役員会がこれを補充し、任期は、前任の残任期間とする。

(役員任務)

第8条

この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記会計は、この会の庶務会計事務を行う。
- (4) 監査員は、この会の会計監査を行う。
- (5) 教師代表は、学校の立場で参画する。
- (6) 各種専門係長は、各種専門系の代表として参画する。
- (7) 学年委員長は、各学年の代表として参画する。

第5章 組織

(機関)

第9条

この会の運営を円滑にするために次の機関を置く。

- 1 総会 三役会 役員会 各種委員会 専門係会
- 2 校長は学校管理上の立場から総会、三役会、役員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 総会

(総会の構成)

第10条

総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

(総会の開催)

第11条

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年4月又は5月に開催する。
- 3 臨時総会は、三役会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

(総会の承認)

第12条

総会の議事は、出席者の過半数をもって承認とする。

(総会の任務)

第13条

総会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 予算案の審議
- (2) 決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会則の改廃
- (5) 会務の報告
- (6) その他必要事項の決定事項

第7章 三役会

(三役会の構成)

第14条

三役会の構成は次のとおりとし、総会に次ぐ審議機関とする。

顧問、会長、事務局長、副会長、書記会計、教師代表

(三役会の開催)

第15条

三役会は会長が必要と認めたときに開催する。

(三役会の任務)

第16条

三役会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の審議
- (2) 総会より委任された事項の審議
- (3) 役員会より提案された事項の審議
- (4) その他会運営に必要な事項の審議

(5) 緊急事項の処理

第8章 役員会

(役員会の構成)

第17条 役員会は、第5条の役員をもって構成する。ただし、監査員は除く。

(役員会の開催)

- 第18条
- 1 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - 2 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、または三役会が必要と認めたときに開催する。

(役員会の任務)

- 第19条 役員会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 三役会に付議すべき事項の計画立案
 - (2) 総会又は三役会により委任された事項の執行
 - (3) その他会務運営に必要な事項の計画立案又は執行

第9章 各種専門係

(各種専門係の構成)

- 第20条
- 1 各種専門係は各種専門係の部員をもって構成し、副専門係長は部員の互選によって選出する。
 - 2 各種専門係として、サポート（旧総務）、みまもり（旧校外指導）、スポーツレク（旧保健体育）、イベント（旧文化教養）、しんぶん（旧広報）、くさかり（旧環境整備）、よみきかせ（旧読み聞かせ）の7係を置く。

(各種専門係会の開催)

第21条 各種専門係会は各種専門係長が必要と認めたときに開催する。

(臨時専門係会の設置)

- 第22条
- 1 特別な事項について必要があるときには、臨時専門係会を設けることができる。
 - 2 臨時専門係会は、その任務を終了したときに解散する。

(各種専門係の任務)

- 第23条 各種専門係の任務は、次のとおりとする。
- (1) サポート係
 - ア 年間行事計画に関すること。
 - イ 予算決算に関すること。
 - ウ 各種集会の企画運営に関すること。
 - エ その他どの部にも属さない事項に関すること。
 - (2) みまもり係
 - ア 児童の家庭生活並びに社会生活に関すること。
 - イ 学校生活における安全点検並びに対策に関すること。
 - ウ 児童の校外生活についての調査研究に関すること。
 - (3) スポーツレク係
 - ア 児童の福利厚生に関すること。
 - イ 児童の健康生活に関すること。
 - ウ 会員のレクリエーションに関すること。
 - (4) イベント係
 - ア 会員の研修に関すること。
 - (5) しんぶん係
 - ア PTA会報の発行に関すること。

- イ 会活動の啓蒙宣伝に関する事。
- ウ 調査研究に関する事。
- (6) くさかり係
 - ア 学校施設の充実改善に関する事。
 - イ 学校美化に関する事。
- (7) よみきかせ係
 - ア 学校読み聞かせに関する事。

(各種専門係と学年との組み合わせ)

- 第24条 1 活動を円滑にする為、下記の各種専門係は次のとおり各学年に所属する。
- ・スポーツレク係：1、2学年
 - ・サポート係：3、4学年
 - ・イベント係：5、6学年
- 2 しんぶん係とよみきかせ係、みまもり係、くさかり係は、活動内容の特性上独立した部とする。

第10章 学年委員会

(学年委員会の構成)

- 第25条 会員を各学年ごとに組織して学年委員会を設置するものとする。

(学年委員会の開催)

- 第26条 学年委員会は各学年委員長が必要と認めたときに開催する。

(学年委員会の任務)

- 第27条 学年委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 学年行事に関する事。
- (2) 保護者と教師が協力して児童に関する諸問題を話し合い、解決し、さらに必要によっては家庭、学校における実践課題を役員会に提起する。

(学年委員会活動費)

- 第28条 予算の範囲内で各学年教師と協議して必要な物を購入する事ができる。

第11章 経理

(経費)

- 第29条 この会の活動に要する経費は、会費(普通会費、特別会費)、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

(経理)

- 第30条 この会の経理は、別に定める細則(PTA会計細則)にもとづいて行われる。

(会計年度)

- 第31条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12章 諸帳簿

(諸帳簿)

- 第32条 (1) この会には、次の帳簿を備える。
- 会員名簿、役員名簿、会則、諸会議記録簿、予算書、決算書、会計関係諸帳簿
- (2) 会計関係諸帳簿の保管期間は、5年間とする。

附則 本会会則は、昭和48年4月1日より適用する。

附則 (昭和50年5月10日一部改正) この会則は、昭和50年4月1日より適用する。

附則 (昭和51年5月15日一部改正) この会則は、昭和51年4月1日より適用する。

附則 (昭和56年5月23日一部改正) この会則は、昭和56年4月1日より適用する。

附則 この会則は、昭和57年5月15日から施行し、昭和57年4月1日より適用する。

附則 この会則は、昭和58年5月24日から施行し、昭和58年4月1日より適用する。

附則 この会則は、昭和60年5月18日から施行し、昭和60年4月1日より適用する。

附則 この会則は、昭和63年4月30日から施行し、昭和63年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成5年4月30日から施行し、平成5年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成6年4月28日から施行し、平成6年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成8年4月26日から施行し、平成8年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成10年4月24日から施行し、平成10年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月25日より適用する。

附則 この会則は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成26年4月27日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成28年5月8日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成29年5月21日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附則 この会則は、平成30年5月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附則 この会則は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附則 この会則は、令和2年5月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

坂田小学校PTA事務職員設置要綱

【目的】

第1条 この要綱は、坂田小学校PTA事務職員（以下「P事務」という。）の勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

【身分】

第2条 P事務は、非常勤職の職員とする。

【報酬】

第3条 (1) P事務の手当は、年額1,405,000円以内とし、その支払いを月割で支給する。
内訳：PTA書記会計（100,000円×14ヶ月）
年間交通費（5,000円）
(2) 前項の年額のほか、別途社会保険料及び退職積立金を支給する

【勤務条件】

第4条 P事務の勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。
(1) 勤務時間は、1日6時間（休憩時間を除く。）以内、勤務日は原則として月・火・水・木・金の週5日とする。但し、祝日及び振替休日は休日とする。
(2) 勤務時間が6時間を越える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与える。
(3) 勤務時間がおおむね4時間につき15分の休憩時間を置くこととする。
(4) P事務の勤務時間及び休憩時間の具体的な割振りは、PTA会長が定める。
(5) PTA会長は、特に必要があるときは、勤務日又は勤務時間を臨時的に変更することができる。この場合において、変更の対象となるP事務には、あらかじめ明示しなければならない。
(6) P事務 引継ぎ期間は1ヶ月とし、連絡事項をまとめる。その勤務は週2回、新事務職員と合わせる、または連絡が取れるようにする。その間の給与支払いは半月分（交通費込み）とする。

【禁止行為】

第5条 職務上知り得た秘密は在職中及び退職後に他に漏らしてはならない。

【任期】

第6条 P事務の任期は2年とし、再任を妨げない。

【辞職予告】

第7条 P事務は、任期満了前に辞職する場合、辞職予定日の30日前までに申し出、PTA会長の承認を得るものとする。

【雑則】

第8条 この要綱に定めるもののほか、P事務に関し必要な事項は、別途会長とP事務で協議し定める。

附則 本規程は、平成23年7月12日より施行し、平成23年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成24年4月12日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成29年5月21日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附則 本規程は、令和2年5月17日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

附則 本規程は、令和3年5月17日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

特別事業積み立て金の取り扱い規程

- 第1条「目的」 学校及びPTAの諸事業等に対する援助に使用することとする。
- 第2条「支払い基準」 坂田小学校児童の島外派遣に対する援助に使用することとする。
但し、一人2,000円を限度とする。
団体の場合は、レギュラーの人数を基準にする。
西原町人材育成助成金の対象者のみを援助対象とする。
- 第3条 学校創立記念事業費として積立てを行うこととする。
- 第4条「雑則」 この規程に定めるものの他、緊急時に関し必要な項目は、別途三役にて協議し、定める。

- 附則 本規程は、平成14年4月26日より施行し、平成14年4月1日より適用する。
- 附則 本規程は、平成23年7月12日より施行し、平成23年4月1日より適用する。
- 附則 本規定は、平成29年5月21日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

慶弔規程

- 1 この会の慶弔は、次の規程によってその意を表する。
 - (1) 父母の場合
 - (ア) PTA活動で榮譽を受けた場合は記念品を贈る。
 - (イ) 死亡の場合は3,000円の香典。
 - (ウ) この会の直接事業実施中災害により死亡した場合及び負傷した場合は、その都度役員会で協議し、見舞金を贈る。
 - (2) 児童の場合
 - (ア) 死亡の場合は3,000円の香典。
 - (イ) 学校安全会法の管理下における負傷については、役員会で協議し見舞金を贈ることができる。
 - (3) 教職員の場合
 - (ア) 榮譽を受けた場合は記念品を贈る。
 - (イ) 本人の結婚の場合は祝電。
 - (ウ) 本人死亡の場合は3,000円の香典。
- 2 前条に対する返礼は受けないものとする。
- 3 この会と特に関係のある人に対する慶弔の必要が生じた場合は、その都度役員会で協議して行う。緊急を要する場合は三役会に一任する。

- 附則 本規程は、平成26年4月27日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

坂田小学校PTA表彰規程

「目的」

第1条 本規程は、PTAの振興、発展に貢献し、PTA活動に功績顕著な個人を表彰し、もって教育の向上に寄与することを目的とする。

「被表彰者」

第2条 被表彰者は、個人で、通算して2年以上のPTAの役員もしくは、3年以上の各種委員会・学年委員会の副委員長を務め、PTAの振興、発展に貢献した人、その他表彰に値する業績又は行為のあった者。但し、役員とは、会長、副会長、書記会計、監査員、専門委員長、学年委員長とする。

「表彰方法」

第3条 表彰は、会長並びに校長の連名で、表彰状または感謝状を授与して行う。ただし、記念品を贈ることができる。

「表彰の時期」

第4条 表彰は本会においては、PTA総会にて行うものとし、他団体（組織）の被表彰者の推薦については、その団体（組織）より依頼を受けた時期。但し、本会においては、事情によっては、臨時にこれを行うことが出来る。

「被表彰者の決定」

第5条 被表彰者の決定は、選考委員会推薦に基づき、役員会の承認を得なければならない。選考委員会は、顧問、会長、副会長、書記会計、各種委員会・学年委員会の委員長で構成する。緊急を要する場合は三役に一任する。

「規程の改廃」

第6条 本規程は、役員会の議決で改廃することができる。

附則 本規程は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成26年4月27日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則 本規程は、令和2年5月17日から施行し、令和2年4月1日より適用する。